

# おとうさん・おかあさん間違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年(18歳未満)は入れません。

(沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例)

\*興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時～午前4時まで



カラオケボックス

## ダメ! 深夜はいがい



映画館



ボウリング場



マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいがいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ご飯)を
- 県民みんなで青少年の深夜はいがいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・(社)沖縄県青少年育成県民会議

## フィルタリングの活用

### 携帯電話事業者が提供するフィルタリング



あんしんフィルター  
for docomo  
(NTTドコモ)



あんしんフィルター  
for au  
(KDDI(au))



あんしんフィルター  
for SoftBank  
(ソフトバンク)



あんしん  
コントロール  
by i-フィルター  
(楽天モバイル)

### 保護者に代わって子どもの安全を守るツール

フィルタリングは、青少年がインターネットを利用する際、薬物などの違法な情報や出会い系系・アダルト系のサイト等の不適切な情報の閲覧及び年齢区分に合わないサービスやコンテンツの利用の制限・調整ができる、子どもの安全を守るためのツールです。



保護者には、お子様の発達段階に応じ、フィルタリングを利用するなどの方法によりお子様のインターネット利用の適切な管理に努める義務が定められています。

## OS事業者が提供するサービス

OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能で、閲覧できるWEBコンテンツや起動できるアプリの、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理ができます。



スクリーンタイム／ファミリー共有  
(iPhone等)  
iOS12以上



Digital Wellbeing、  
ファミリー リンクは、  
Google LLC の商標  
です。  
デジタル・ウェルビーイング  
Digital Wellbeing／ファミリー リンク  
(Androidスマート)  
Digital Wellbeing: Android 10 以降  
ファミリー リンク: Android 5.0 以降

### ▼設定方法



### 便利な機能やサービスを活用して 安全で楽しいネット利用を！

## 中高生より乳幼児の方が、実は危険かも？

## 設定のひと手間で 安全利用



フィルタリングなどの安全設定がされていない保護者のスマートフォンを、乳幼児に貸し出すときには、端末の機能を一時的に活用する方法もあります。

### OS別「チャイルドロック」の方法

(※詳しくは各社公式サイトへ)

夕飯の支度などで、子どもの操作している画面の見える距離から離れるときは、ひと手間かけて、子どもに向けるアプリだけが使えるようにすれば、子どもが知らず知らずに勝手に操作しちゃった、などということも防げます。

### ▲アクセスガイド iPhoneなど



### ▲画面の固定 Androidスマート



小さいころから、スマホの安全利用設定に  
なじむことで、成長にあわせた  
親子のルールづくりもしやすくなります！

## 参考リンク

ご家庭でのルールづくりや、学校の授業の教材など、さまざまな場所で使える便利な情報を掲載しているサイトです。ぜひご活用ください。

### いまお悩みの 保護者の皆さまへ

### 子どもとネットの トリセツ

安心ネットづくり促進協議会

### 学校の授業の教材にも おすすめ！

### 情報セキュリティ 教材

情報処理推進機構(IPA)

### 実際に起きていることを 通して学ぶネットの使い方

### インターネット トラブル事例集

総務省

### 動画でわかりやすく 学べます！

### 情報化社会の 新たな問題を 考えるための教材

文部科学省

### 上手に・安全に使うための 方法を知りたい

### #NoHeart NoSNS

このリーフレットは、こども家庭庁のウェブサイトでも  
ご覧いただけます。

大人もこどもも楽しく学んで考えて  
ネットを安全に使っていきましょう！

## ネット・スマホ 活用世代の 保護者が知って おきたいポイント

～こどもたちが安心して楽しく使うために～



▶監修・御協力  
(※敬称略・五十音順)  
上沼菜野(弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 理事)  
尾花紀子(ネット教育アナリスト)  
山崎篤史(全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長)

こどもにスマホを  
貸して使わせる時  
思わぬ操作をしたり  
長々と使い続けたり  
するのが心配で…



保護者のスマホを  
貸して使わせるときは  
こどもに安全なサイトや  
アプリだけが使える  
環境が理想です



### 園のお知らせや ウェブサイトに こどもたちの様子が 伝わる写真を載せたい けれど大丈夫かな…?



園のお知らせや  
ウェブサイトや  
SNSは園の関係者や  
園児のご家族以外の  
目に触れる場所  
細心の注意が  
必要です



宿題や自宅学習にも  
スマホやタブレットが  
必要な時代  
安全に使わせるには  
どうすればいい?



こどもが  
危険なサイト・アプリに  
触れたり、自ら危険な投稿を  
しないよう、フィルタリング  
その他の設定を  
利用しましょう



## 1 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に 児童ポルノ被害の4割近くは、 自分で提供した写真 —自画撮り被害にご注意を！

SNSで趣味の話が盛り上がり仲良くなった同年代の女の子。スタイルの話題になり下着姿の写真を送りあつたら、急に友達の態度が変わって…。本当は年上の男性だったのです。実名入りで下着姿の写真をばらまかれたくなれば、裸の写真を撮って送れ！と脅迫されてしまいました。

### 裸の自画撮り画像を撮って送信するよう 要求てくる人を信用しない！

18歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないように、お子さんに伝えましょう。



さらに、相手が16歳未満の場合、要求するだけでも法律違反※となります。

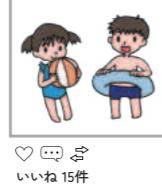
※被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上上の人�향に行つたとき

ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談することも確認しましょう。

### 自画撮りを要求されたら、すぐ相談！ 最寄りの警察や相談窓口の利用も！

## 3 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

### 子どもの写真や 動画の投稿は ここに注意！



子どもたちの成長はあっという間。我が子のかわいい姿や表情は、写真や動画に残しておきたいし、見てもらいたいと思っても、安全のための注意が不可欠です。

子どもの写真・動画は特に注意！

### SNSでの投稿は事前に複数人でチェック！

お風呂の写真、水着、はだかに近い写真は、SNSなどのネットには上げずに、家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大切な思い出として扱いましょう。

SNSにアップする場合は、顔がわからないようにするなど加工しましょう！

保育園・幼稚園、  
学校のウェブサイトでも  
気をつけて！

成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、  
わいせつ目的などの望まないかたちで  
知らない人に悪用されてしまうケースもあります

リスクを知って、SNSでの  
楽しみ方を考えましょう！

## 2 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に 自画撮り被害にあわないように ペアレンタルコントロール 機能でできること

便利な機能を  
うまく使おう！

### スマホのOS機能を上手に活用して

たとえば、iPhoneではヌードが含まれる可能性がある写真をお子様が受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

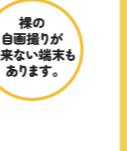
※メッセージアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うには、iOS 15.2以降、他のアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うにはiOS 17以降が必要



▲詳しくはこちら  
▲センシティブな  
内容の警告について

### AI検知対応サービスの活用も！

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。



### スマホのOS機能やアプリを活用して お子さまを危険から守りましょう！

## 5 小学校高学年・中高生のいるご家庭に 知らなかつてはすまない!? 写真や動画の撮影

スマホを活用する世代の保護者や学校の先生、周りの大人がおさえておきたいこと。

### 友人を隠し撮り・有名人を無断撮影

肖像権の侵害となり、訴えられることも!?

### 迷惑動画の撮影

悪ふざけではすまない。犯罪になることも!?

全部NG!!

### 性的な部位や下着が写った写真・動画を

#### ▶ 盗撮

「イヤ」と言っているのにむりやり撮影\*

「イヤ」と言えない状態で撮影\*

これらは撮影罪にあたります(2023年7月に法律施行)。

\*撮影される人が16歳未満の場合は、「イヤ」かどうかに問わらず撮影罪(被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人�향に行つたとき)

### 18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持

児童ポルノ製造罪や所持罪にあたります。

裸や性的部位、下着が写っている写真や動画は  
グループLINEで共有や転送、  
リポスト、リグラムで罪に問われることが！

## 6 小学校高学年・中高生のいるご家庭に もし、被害に あつてしまつたら？



性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたり、「イヤ」と言ったのにむりやり撮影されたり\*、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合\*は、「撮影罪」という犯罪の被害にあたります。

\*撮影されている人が16歳未満の場合は、その人が「イヤ」かどうかに問わらず撮影罪(被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人�향に行つたとき)

### 迷わず相談窓口へ！

被害をくいとめるために  
はやくSOSを！

- ぴったり相談窓口 ウェブで「ぴったり相談窓口」で検索！
- 最寄りの警察署や交番 場所や電話番号は、都道府県警察のHP等を御確認ください。
- 性犯罪被害相談電話 ハートさん #8103
- こどもの人権110番 0120-007-110
- LINEじんけん相談 LINEで公式アカウント「SNS人権相談」を検索！
- 24時間子供SOSダイヤル なみ言おう 0120-0-78310
- 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター #8891
- 性暴力に関するSNS相談(チャット) 「Cure time(キュアタイム)」で検索！
- 児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく 189

こどもの性被害は、周囲の大人が  
早期に気づくことが大切！



## 4 すべてのご家庭に

### 大切なのは、 子どもの成長にあわせた ルールづくり

我が家家のルールは  
オーダーメイドで

### ペアレンタルコントロールから セルフコントロールへ

発達段階に合わせて、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能を上手に活用して、子どもたちを守ってあげましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、フィルタリングの利用や親子のルールづくり等により、子どもの発達段階に応じてインターネット利用を保護者が適切に管理することです。

### ルールをつくる・ 見直すタイミングは？

スマホを買う時、入園・進学・進級などのライフイベント時に、また夏休みや冬休みに親子で見直しを！

家族で話し合って、ルールの見直しや更新をお互いが納得したルールは続きやすい！

## 7 小中高生のお子さまのいるご家庭に

### SNSを快適に使うために… 毎日使う便利なものだからこそ 安全に使ってほしい。

・スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、攻撃的な投稿をうっかりしてしまわないように気を付けましょう。  
・ほとんどのSNSには誹謗中傷を禁じる利用規約があります。確認してみましょう！

・気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあること、投稿した言葉や写真は、「なかったこと」にはできません。子どもと一緒にいろいろ話してみましょう。

### アプリの活用も！

危険なメッセージのやりとりについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下の子ども向けSNSアプリもあります。



便利で手軽なツールだからこそ、  
SNSでの言動に注意しましょう！

## 8 すべてのご家庭に

### インターネットで 誹謗中傷にあった 時の相談窓口



助言がほしい

こどもの人権  
110番

迅速な助言がほしい

違法・有害情報  
相談センター

削除したいけど自分でできない

誹謗中傷ホットライン

相談は承っておりません。削除等の対応を促す通知を行います。

警察に相談したい

最寄りの警察署

または  
警察相談専用電話  
(#9110)番)

相手に賠償等を求める

法テラス  
または弁護士

悩みや不安を聞いてほしい

まもうよ  
こころ

相談できる場所を知っていれば  
なにかあった時も安心です！

# 守りたい

## 大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

じけん  
事件  
1

スマホゲームで仲良くなった同じ年の子に会いに行ったら…

1 ゲーム内で同学年の友達ができた



2 「親にナイショで会おう」と誘われ…



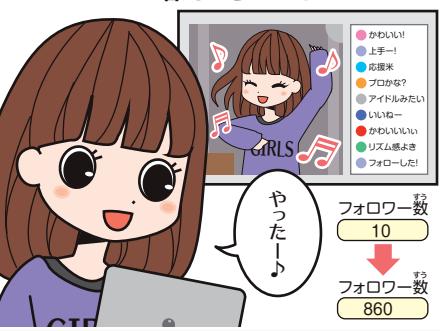
3 しかし待ち合わせ場所にいたのは



じけん  
事件  
2

SNSで知り合った友達と、写真のやりとりをしていたら…

1 動画をあげていたらフォロワーがどんどん増えてきたAさん



2 DMをくれたお兄さんと友達になり、写真を送りあうようになって…



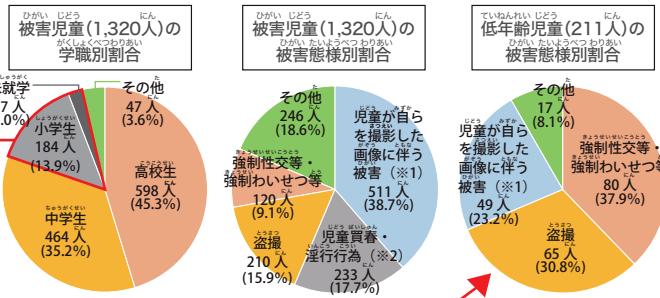
3 イヤだったけど断りきれず、裸の写真を送ってしまった！



保護者の  
かたへ

## 児童ポルノ事犯の被害児童学職別・被害態様別の割合

ひがい じどう じはん ひがい じどう がくしょくべつ ひがい たいようべつ わりあい  
被害児童の学職別割合では高校生が最多であるが、小学生の被害は年々増加傾向にある。

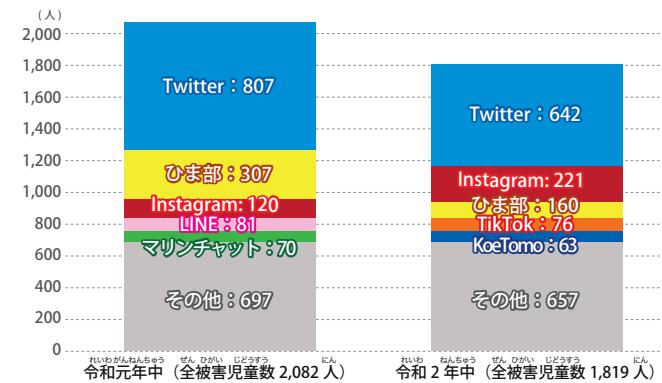


※1…「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

※2…「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

## サイト別の被害児童数

「Twitter」に起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が増加している。

保護者の  
かたへ

## フィルタリングは必ず設定しましょう!!

ひがい じどう やく わり ひがいじ  
被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していました。フィルタ  
リングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利  
用を個別に許可または制限することができます。また、携帯電話機だ  
けではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切  
な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守る  
ためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。

保護者の  
かたへ

## 保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります!

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげて下さい。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。

保護者の  
かたへ

## 親子で見てもらいたいサイトの紹介

## ●警察庁Webサイト子供の性被害対策

## ●被害防止のためのマンガや動画を紹介

[https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/prevent/materials.html](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html)

## ●文部科学省のYoutube公式サイト

## ●情報化社会の新たな問題を考えるための教材の紹介

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u\\_Mx-BCn13Gywl](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13Gywl)

保護者の  
かたへ

## 「ペアレンタルコントロール」の活用

ほしや こども みとお はったつ  
保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。  
内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

## ペアレンタル

(親としての)

## コントロール

(制限)

## ●内閣府ホームページ

## ●保護者向け普及啓発リーフレット集

[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)



## 性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

## ●NPO法人ぱっへす (受付時間:24時間365日、いつでも)

050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:[paps@paps-jp.org](mailto:paps@paps-jp.org)

■サイトURL :<https://www.paps.jp>



## 困ったときの相談窓口(行政機関)

## ●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>



## ●警察相談専用電話 #9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

## ●性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)

## ●24時間子供SOSダイヤル 子供向け

いじめに困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話!

0120-0-78310 (電話代無料)



## ●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(全国共通番号) #8891 ((はやくワンストップ))

# 守りたい 大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで、2つの事例を紹介します。

ケース  
①

女の子同士だと思って写真のやりとりをしたら…

女の子同士で下着姿の写真を交換したAさん



でも相手は実は男性で、Aさんは脅迫されてしまった！



警察署に相談する  
ことに…



注意

SNSで、子供が裸や裸に近い画像等を知らない相手に送ってしまう事案が発生しています。一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。このような事例では、男の子も被害に遭っています。また、子供が加害者になった事案も発生しています。子供が被害者にも加害者にもならないようするためにSNSの危険性について子供と一緒に考えておく必要があります。

ケース  
②

SNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が現れて…

BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が声をかけてくれて…



でも相手の家に行ったら、監禁されて性被害にあってしまった！



帰ってこないBさんを両親は泣きながら探しています…



注意

犯罪者が優しい言葉をかけてきたり、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で会う約束をして犯行に及ぶという事案が発生しています。過去には悩みごとをSNSに投稿した子供が相談に乗るふりをした相手と会って、危害を加えられた事案も発生しています。子供がSNS等で知り合った人と安易に会うことがないように、日頃から子供とコミュニケーションをとり、表情や態度の変化に気をつけるようにしましょう。

## SNSに起因する凶悪な犯罪の被害は増加傾向！

令和3年中の重要犯罪等の被害児童数は141人で、略取説拐事件が年々増加しています。



## サイト別の被害児童数

犯人と「Twitter」で知り合った被害児童は約4割で、「Twitter」「Instagram」「Yay!」「KoeTomo」が前年比で増加しています。



## フィルタリングは必ず設定しましょう！

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



## ID・パスワードの管理について教えてあげてください。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。



## 親子で見てもらいたいサイトの紹介

### ●警察庁Webサイト子供の性被害対策

### 被害防止のためのマンガや動画を紹介

[https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/prevent/materials.html](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html)



### ●文部科学省のYouTube公式サイト

### 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u\\_Mx-BCn13GywDI](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywDI)



## 「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（「ペアレンタルコントロール」）が大切です。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

**ペアレンタル**  
(親としての)

**コントロール**  
(制限)

### ●内閣府ホームページ

### 保護者向け普及啓発リーフレット集

[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)



## 性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

### ●NPO法人ぱっへす (受付時間:24時間365日、いつでも)

**☎ 050-3177-5432** (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス: [paps@paps-jp.org](mailto:paps@paps-jp.org)

■サイトURL: <https://www.paps.jp>



## 困ったときの相談窓口(行政機関)

### ●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annual/index.html>



### ●警察相談専用電話 ☎ #9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

(ハートさん)

### ●性犯罪被害相談電話 ☎ #8103

### ●24時間子供SOSダイヤル 子供向け

いじめ困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を！

**☎ 0120-0-78310** (電話代無料)



### ●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(全国共通番号) **☎ #8891**

(はやくワンストップ)

# キミの心ココロが ザワザワしたら

あなたは悪くありません。

ひがい しんらい あとな そうだん  
このような被害にあつたら信頼できる大人に相談しましょう。



カラダをさわられた…



着がえやトイレをのぞかれた…



だきつかれたり、  
キスをされたり…



あく

ひがい 被害に  
せいべい かんけい  
性別は関係ない…

# 保護者や大人の方へ

こどもは、被害を打ち明けることが難しい場合もあります。日頃からコミュニケーションをとり、子どもの異変やSOSにいち早く気がつくことが大切です。

## 子どもが被害を打ち明けたときの対応

- まず、「話をしてくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝えてください。  
そして、子どもの心に寄り添いながら話を信じて聞き、**話を否定しない**でください。
- 被害直後の場合は、**すぐに警察などの相談機関に連絡してください。**  
(不適切な写真や動画を消去します。また、医療機関での感染症検査、証拠採取等が必要となる場合があります。)
- 子どもに何度も繰り返し詳しく**聞きすぎない**でください。  
(子どもに聞きすぎることが記憶に影響してしまう場合があります。  
なるべく早く警察などの相談機関に相談してください。)



## 困ったときの相談窓口

### ぴったり相談窓口

子どもの性被害などに関する  
相談窓口を案内する Web サイト



「きくまる」が、あなたにぴったりな  
相談窓口へのご案内をサポートします。

#8103  
ハートさん

### 性犯罪被害相談電話

発信した地域を管轄する  
都道府県警察の性犯罪  
被害相談電話窓口につな  
がります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

#9110

### 警察相談専用電話

最寄りの警察本部の  
相談窓口につながります。

#8891  
はやくワンストップ

### 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力の被害に遭った方に、  
医療的支援、相談・カウンセリングなどの  
心理的支援、弁護士相談などの法的  
支援、警察への同行支援などを行って  
いる相談窓口です。

1人で悩まず**相談**を!

専門家が秘密厳守で相談にのってくれます。



薬物について相談できる窓口はこちら

北海道	北海道厚生局麻薬取締部 北海道医務監視課 北海道立精神保健福祉センター 札幌こころのセンター 東北厚生局麻薬取締部 青森県医療事務課 青森県立精神保健福祉センター 岩手県健康課 岩手県精神保健福祉センター 宮城県医療課 宮城県精神保健福祉センター 福島県医療課 福島県精神保健福祉センター 福島県立精神保健福祉センター 福島県厚生局麻薬取締部横浜分室 福島県医療事務課 茨城県医療課 茨城県精神保健福祉センター 栃木県医療課 栃木県精神保健福祉センター 群馬県医療課 群馬県こころの健康センター 埼玉県医療課 埼玉県立精神保健福祉センター 埼玉県心の健康センター 千葉県医療課 千葉県精神保健福祉センター 千葉市こころの健康センター 東京都医療課 東京都立中部総合精神保健福祉センター 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 東京都立精神保健福祉センター 神奈川県医療課 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市こころの健康相談センター 川崎市精神保健福祉センター 柏原市精神保健福祉センター 新潟県感染症対策・薬監課 新潟県精神保健福祉センター 新潟市こころの健康センター 山梨県衛生監査課 山梨県立精神保健福祉センター 長野県事業管理課 長野県精神保健福祉センター 東海北陸厚生局麻薬取締部 富山県医療指導課 富山県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 静岡県医療課 静岡県精神保健福祉センター 静岡県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 愛知県精神保健福祉センター 名古屋市精神保健福祉センター 三重県医療課 三重県こころの健康センター 近畿厚生局麻薬取締部 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎011-726-1000 ☎011-204-5265 ☎011-864-7121 ☎011-622-0556 ☎022-227-5700 ☎017-734-9289 ☎017-787-3951 ☎019-629-5467 ☎019-629-9617 ☎022-211-2653 ☎0229-23-0021 ☎022-265-2191 ☎018-860-1407 ☎018-831-3946 ☎023-630-2333 ☎023-674-0139 ☎024-521-7233 ☎024-535-3556 ☎03-3512-8690 ☎045-201-0770 ☎029-301-3388 ☎029-243-2870 ☎028-623-3779 ☎028-673-8785 ☎027-226-2665 ☎027-263-1156 ☎048-830-3633 ☎048-723-3333 ☎048-762-8548 ☎043-223-2670 ☎043-307-3781 ☎043-204-1582 ☎03-5320-4505 ☎03-3302-7575 ☎042-376-1111 ☎03-3844-2210 ☎045-210-4972 ☎045-821-8822 ☎045-671-4455 ☎044-200-3195 ☎042-769-9818 ☎025-280-5187 ☎025-280-0111 ☎025-232-5560 ☎055-223-1491 ☎055-254-8644 ☎026-235-7159 ☎026-266-0280 ☎052-961-7000 ☎076-444-3234 ☎076-428-1511 ☎076-225-1442 ☎076-238-5761 ☎058-272-8285 ☎058-231-9724 ☎054-221-2413 ☎054-286-9245 ☎054-262-3011 ☎053-457-2709 ☎052-954-6305 ☎052-962-5377 ☎052-483-3022 ☎059-224-2330 ☎059-223-5241 ☎06-6949-3779 ☎078-391-0487
東 北	東北厚生局麻薬取締部 青森県医療事務課 青森県立精神保健福祉センター 岩手県健康課 岩手県精神保健福祉センター 宮城県医療課 宮城県精神保健福祉センター 福島県医療課 福島県精神保健福祉センター 福島県立精神保健福祉センター 福島県厚生局麻薬取締部 青森県医療事務課 青森県立精神保健福祉センター 岩手県健康課 岩手県精神保健福祉センター 宮城県医療課 宮城県精神保健福祉センター 福島県医療課 福島県精神保健福祉センター 福島県立精神保健福祉センター 福島県厚生局麻薬取締部横浜分室 福島県医療事務課 茨城県医療課 茨城県精神保健福祉センター 栃木県医療課 栃木県精神保健福祉センター 群馬県医療課 群馬県こころの健康センター 埼玉県医療課 埼玉県立精神保健福祉センター 埼玉県心の健康センター 千葉県医療課 千葉県精神保健福祉センター 千葉市こころの健康センター 東京都医療課 東京都立中部総合精神保健福祉センター 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 東京都立精神保健福祉センター 神奈川県医療課 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市こころの健康相談センター 川崎市精神保健福祉センター 柏原市精神保健福祉センター 新潟県感染症対策・薬監課 新潟県精神保健福祉センター 新潟市こころの健康センター 山梨県衛生監査課 山梨県立精神保健福祉センター 長野県事業管理課 長野県精神保健福祉センター 東海北陸厚生局麻薬取締部 富山県医療指導課 富山県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 静岡県医療課 静岡県精神保健福祉センター 静岡県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 愛知県精神保健福祉センター 名古屋市精神保健福祉センター 三重県医療課 三重県こころの健康センター 近畿厚生局麻薬取締部 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	福井県健康福祉部健康医療局医薬品・衛生課 ☎0776-20-0347 福井県総合福祉相談所 ☎0776-26-4400 滋賀県医療課 ☎077-528-3634 滋賀県立精神保健福祉センター ☎077-567-5010 京都府医務課 ☎075-414-4790 京都府精神保健福祉総合センター ☎075-641-1810 京都市こころの健康増進センター ☎075-314-0355 大阪府医務課 ☎06-6941-9078 大阪府こころの健康センター ☎06-6691-2811 堺市こころの健康センター ☎06-6922-8520 日高南斎藤課(県内全域) ☎078-362-3270 ひょうご・こうべ医療介護センター(県内全域) ☎078-251-5515 兵庫県精神保健福祉センター(神戸市以外) ☎078-252-4980 神戸市精神保健福祉センター(神戸市) ☎078-371-1900 奈良県医療課 ☎0742-27-8664 奈良県精神保健福祉センター ☎0744-47-2251 和歌山县医療課 ☎073-441-2663 和歌山县精神保健福祉センター ☎073-435-5194 中国四国厚生局麻薬取締部 ☎082-228-8974 鳥取県医療・保健課 ☎0857-26-7203 鳥取県立精神保健福祉センター ☎0857-21-3031 島根県医療事務課 ☎0852-21-5259 島根県立心と体の相談センター ☎0852-21-2045 岡山県医療安全課 ☎086-226-7341 岡山県精神保健福祉センター ☎086-201-0628 岡山市こころの健康センター ☎086-803-1273 広島県医療課 ☎082-513-3221 広島県立結合精神保健福祉センター ☎082-884-1051 広島市精神保健福祉センター ☎082-245-7731 山口県医務課 ☎083-933-3018 山口県精神保健福祉センター ☎083-902-2672 四国厚生局麻薬取締部 ☎087-823-8800 徳島県医療課 ☎088-621-2233 徳島県精神保健福祉センター ☎088-602-8911 香川県医療課 ☎087-832-3300 香川県精神保健福祉センター ☎087-804-5566 愛媛県医療衛生課 ☎089-912-2393 愛媛県心と体の健康センター ☎089-911-3880 高知県医療衛生課 ☎088-823-9682 高知県立精神保健福祉センター ☎088-821-4966 九州厚生局麻薬取締部小倉分室 ☎092-431-0999 福岡県医務課 ☎092-643-3287 福岡県精神保健福祉センター ☎092-582-7500 福岡県精神保健福祉センター ☎092-737-6829 北九州市立精神保健福祉センター ☎093-522-8729 佐賀県医務課 ☎0952-25-7082 佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060 長崎県医療行政室 ☎095-895-2469 長崎こども・女性・障害者支援センター ☎095-846-5115 熊本県医療衛生課 ☎096-333-2242 熊本県精神保健福祉センター ☎096-386-1166 熊本市こころの健康センター ☎096-382-6100 大分県医務課 ☎097-506-2650 大分県こどもとからだの相談支援センター ☎097-541-5276 宮崎県医療対策課 ☎0985-26-7060 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663 鹿児島県医療課 ☎099-286-2804 鹿児島県精神保健福祉センター ☎099-218-4755 九州厚生局沖縄県医療取締支所 ☎098-854-0999 沖縄県医療衛生課 ☎098-866-2055 沖縄県立結合精神保健福祉センター ☎098-888-1443
東 海	東海北陸厚生局麻薬取締部 富山県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 静岡県医療課 静岡県精神保健福祉センター 静岡県心の健康センター 石川県医療衛生課 石川県こころの健康センター 岐阜県医療水道課 岐阜県精神保健福祉センター 愛知県精神保健福祉センター 名古屋市精神保健福祉センター 三重県医療課 三重県こころの健康センター 近畿厚生局麻薬取締部 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎052-961-7000 ☎076-428-1511 ☎076-225-1442 ☎076-238-5761 ☎058-272-8285 ☎058-231-9724 ☎054-221-2413 ☎054-286-9245 ☎054-262-3011 ☎053-457-2709 ☎052-954-6305 ☎052-962-5377 ☎052-483-3022 ☎059-224-2330 ☎059-223-5241 ☎06-6949-3779 ☎078-391-0487
近 緒	● 全国各保健所 ● 各都道府県医療課	☎095-846-5115 ☎096-333-2242 ☎096-386-1166 ☎096-382-6100 ☎097-506-2650 ☎097-541-5276 ☎0985-26-7060 ☎0985-27-5663 ☎099-286-2804 ☎099-218-4755 ☎098-854-0999 ☎098-866-2055 ☎098-888-1443

厚生労働省

〒100-8916  
東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL:03-5253-1111(代表)

薬物乱用問題についてさらに詳しくは  
厚生労働省ホームページをご覧ください。

四  
九

日本語

1

## 学生のみなさんへ

# 薬物大麻のこと 誤解すると危険です！



薬物は脳に  
ダメージを与えます。



私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。しかし、薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージを与え、乱用が続けられるなかで様々な障害を引き起こします。

そして、一度ダメージを与えた脳は、薬物を使う前の状態には戻らなくなってしまいます。

**薬物はやめられなくなる  
から危険!**



薬物は乱用を続けると「耐性」ができるて同じ量では効かなくなり、使用量が増えていきます。また「依存性」によって、自分の意志だけではやめたくてもやめられなくなってしまいます。

薬物をやめ、通常の社会生活をするまで回復するためには、生涯にわたって適切な治療や周囲のサポートが必要になります。

# いま、注意が必要なのは**大麻**です!

## 若者の検挙者が急増中!

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。特に、2021年には大麻の検挙者数が過去最多となり、2022年の検挙者数も引き続き高い水準です。大麻の検挙者全体のうち、約70%は30歳未満の若者で、なかでも急増しているのが20歳未満の若者です。

その原因の一つとしてインターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの間違った知識や情報が影響していることが考えられており、注意が必要な状況です。



## 海外で合法だから大麻は安全? → NO 間違います!

大麻について「海外では合法な国があるから安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれません。しかし、薬物を取り巻く環境は日本と海外では大きく違います。法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとに作られているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということではありません。

大麻の所持や使用が犯罪にならない国や地域であっても、**大麻の有害性の影響を大きく受ける未成年の所持や使用は禁じられています**。間違った主張に流されないようにしましょう！

## 大麻は心身への悪影響はない? → NO 有害です!

インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC（テトラヒドロカンナビノール）」が脳に作用して下図のような様々な不具合を引き起こします。特に成長期にある若者の脳に対して影響が強いことも判明しています。また、**大麻はうつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます**。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう！



### 大麻の乱用による影響

大麻の有害性			
知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる
IQ(知能指数)の低下	薬物依存	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる

## SNSでの薬物の誘いに注意!

近年、薬物が密売買される手段として危険が拡大しているのがSNSです。SNS上では大麻を意味する隠語や絵文字などが使われ、大麻などの購入を促す内容が多く投稿されています。実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件が複数報告されており、大きな問題となっています。

SNSを通して違法薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。もし、そのような投稿を見つけても誘いに乗らないようにしましょう。



## 大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつけて!

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に**大麻が含まれていることがあります**。誤って口にして体調不良で救急搬送された事例も発生しているので十分に注意しましょう。



## 大麻や覚醒剤などの薬物は、持っているだけでも法律によって罰せられます。



大麻 所持・譲渡

麻薬及び向精神薬取締法  
7年以下の懲役



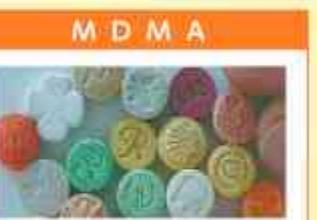
覚醒剤 所持・譲渡

覚醒剤取締法  
10年以下の懲役



危険ドラッグ・指定薬物  
所持・譲渡

医薬品医療機器等法  
3年以下の懲役



コカイン・MDMAなど  
所持・譲渡

麻薬及び向精神薬取締法  
7年以下の懲役

※前玉主の施行前までは、  
大麻の取扱いは、5年以下の懲役

※西海岸法、防衛費法の適用、有効化及び  
安全性の被疑者に対する処置

## 薬物の誘いに、きっぱり No! と断る勇気を!

薬物を乱用するきっかけは「友人からの誘い」が多いということが報告されています。言葉で断れる場合は**勇気をもってきっぱり断ることが大切です**。でも、身近な友人から誘われた場合には「仲間外れにされるのが怖い」などの理由で、断りづらいと感じるかもしれません。そんな時は、とにかくその場から立ち去りましょう。**立ち去ることも勇気です**。

一人で問題を抱え込まないで、信頼できる大人や専門の窓口に相談してください。



## 医薬品も間違った使い方は乱用です!

● 医師から処方された薬や市販薬を用法・用量を守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。

● 海外サイトで販売している医薬品は、偽造品や思わず健康被害が生じる場合があります。安易に医薬品を個人輸入することは、やめましょう。

● 向精神薬は、病院等で睡眠薬や精神安定剤などとして処方され、医療用として用いられています。向精神薬をみだりに譲り渡すことは、法律で処罰の対象となります。自分が処方された薬を、フリマサイトに出品するなどして転売してはいけません。

● 睡眠薬等を相手に飲ませ、性暴力等を行うことは刑事罰の対象になります。



過量服薬(オーバードーズ)は健康被害を引き起こすなど大変危険です!

誰  
か  
が  
い  
る

話  
し  
た  
い

今  
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、  
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう  
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かともと思ったら  
いきはやく  
189番  
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番  
0120-007-110  
(通話料無料、法務局職員または  
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に  
による少年相談窓口  
(右のQRコードから近くの  
窓口を調べられます)



# ヘルメットは自分の未来を守るために

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!  
命を守る!

交通ルールを守ることが  
事故のリスクを  
減少させます



沖縄県警察

交通ルールを守って  
つながる未来



ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

# 自転車安全利用五則

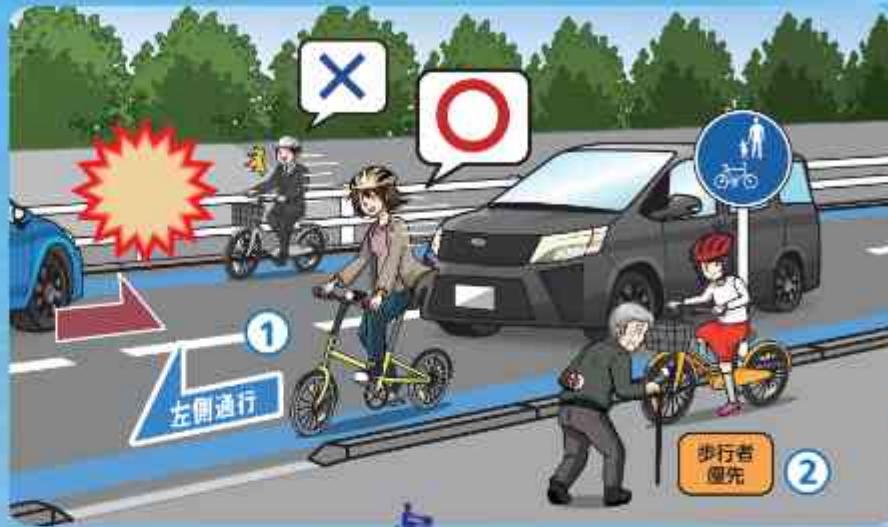
令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

## RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

①自転車は、車道が原則、左側を通行  
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

### ②歩道は例外、歩行者を優先

歩道標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるとときは一時停止しなければなりません。



## RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認  
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

### 信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



## RULE 3 夜間はライトを点灯

### 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周囲から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



## RULE 4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!  
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



## RULE 5 ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう  
事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、  
**全ての自転車利用者**に対して  
乗車用ヘルメット着用の努力義務が  
課されています。



## 「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は  
各都道府県警察の  
ウェブサイトで  
チェック!

安全運転

